

高萩市公立児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1) 業 務 名 高萩市公立児童クラブ業務委託

(2) 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※契約締結日の翌日から令和8年3月31日までは、準備期間としてスタッフの確保、運営体制の確立、施設・備品等の確認、高萩市子育て支援課との事務引継等を行うものとする。なお、準備期間の経費は受託者の負担とする。

(4) 契約上限金額 総額127,810,000円以内とし、各年度の上限は次のとおりとする。

令和8年度	41,760千円
令和9年度	42,600千円
令和10年度	43,450千円
計	127,810千円

※児童クラブ業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1号7号に該当するため、非課税として取り扱う。

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

(1) 茨城県内に本店、支店又は営業所を有している法人であること。

(2) 放課後児童クラブの運営を継続して2年以上受託実績があり、業務を確実に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する法人であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(4) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により高萩市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がな

い者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

(8) 代表者及び役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者に該当しないこと。

(9) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒318-8511 茨城県高萩市本町 1-100-1

高萩市健康福祉部子育て支援課

電話：0293-23-2129 FAX：0293-23-5151

E-mail：kosodate@city.takahagi.lg.jp

(2) スケジュール

内 容	期限又は期間
①実施要項等の公表	令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）
②実施要項等に関する質問受付期間	令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）～1 2 月 5 日（金）
③質問への回答	令和 7 年 1 2 月 1 6 日（火）
④企画提案書の提出	令和 7 年 1 2 月 2 3 日（火）
⑤審査	令和 8 年 1 月 1 3 日（火）
⑥審査結果の通知	令和 8 年 1 月下旬
⑦非選定理由の説明請求	⑥通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（休日を除く。）以内

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- a 企画提案書（参加表明書）（様式 1）
- b 業務実績、会社概要（※任意様式）
- c 見積書及び内訳書（※任意様式）
- d 放課後児童クラブに対する基本的考え方（※任意様式）
- e 育成理念・育成目標及び事業プログラムに関する提案書（※任意様式）
- f 職員の雇用及び労働環境に対する考え方（※任意様式）
- g 学校及び地域、保護者との連携・交流方策に関する提案書（※任意様式）
- h 安全管理、非常時の対応方策に関する提案書（※任意様式）
- i 履歴事項証明書（発行後 3 か月を超えないもの）
- j 納税証明書（未納がないことの証明。発行後 3 か月を超えないもの。）
- k 直近 1 年分の財務諸表等

イ 作成にあたっての注意事項

- a 企画提案は、1社1提案とする。
- b 企画提案書は、A4縦型フラットファイル左綴じとし、ページ下に通し番号を記載の上、項目ごとにインデックスを貼ること。
- c 提出期限後は提出された企画提案書等の差替えまたは再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く）
- d 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

ウ 提出期限、提出場所、提出方法

- a 提出期限 令和7年12月23日（火） 17時00分まで
提出期限後に到着した企画提案書等は無効とする。
- b 提出場所 （1）に同じ
- c 提出部数 8部（正本1部、副本7部）
- d 提出方法 持参又は郵送（※郵送の場合には12月23日必着）

エ 提出された企画提案書等の取扱い

- a 著作権は提案者に帰属することとする。ただし、高萩市情報公開条例（平成12年高萩市条例第47号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- b 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- c 提出された企画提案書等は返却しない。
- d 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

（4）実施要項、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、指定された電子フォームにより提出する。

質問票電子フォーム：<https://logoform.jp/form/hAS2/1255990>

ア 質問の提出先 （1）に同じ

イ 質問の受付期間 令和7年11月25日から令和7年12月5日
17時まで

ウ 質問に対する回答は、令和7年12月16日（火）までに随時市ホームページに掲載する。

なお、回答は企画提案書の作成及び提出に関する事項、本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に影響を及ぼす恐れがある質問には回答しない。

（5）現場見学会

本プロポーザルに係る現場見学会は開催しないが、施設見学を希望する場合は

（1）の担当部署に問合せし、随時対応することとする。ただし、見学可能な期間

は（４）の質問受付期間と同様とする。

４ 審査の手續及び契約候補者の選定

企画提案書等の審査は、次のように行う。企画提案書等の審査はプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設け、応募者のプレゼンテーションにより企画提案書の審査・評価を行い、本業務の履行に適した候補者を選定する。

（１）プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日 程 令和８年１月１３日（火）午後予定

詳細については応募者に別途連絡する。

イ 実施場所 高萩市役所 ４階 会議室

ウ 実施時間

１者あたりの持ち時間を４５分とし、「プレゼンテーション（２０分）」、「ヒアリング（１５分）」、「準備５分・撤収５分」とする。

エ 出席者 原則３名以内とする。

オ 留意事項

（ア）提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、追加提案や追加資料等は認めない。

（イ）パワーポイント等を用いて説明することは可能。プロジェクターやスクリーンは子育て支援課にて用意するが、パソコン等は応募者が用意すること。

（２） 審査基準

評 価 項 目	
放課後児童クラブに対する基本的考え方	・ 児童クラブの運営方針、運営体制 ・ 児童クラブの役割と保護者からの期待 ・ その他の独自提案
育成理念・育成目標及び事業プログラム	・ 子ども達の育成理念、育成目標 ・ 学習支援、体験事業等具体的な事業プログラム ・ 障害のある子や特に配慮を必要とする児童への対応 ・ その他の独自提案
職員の雇用及び労働環境に対する考え方	・ 雇用の考え方（資格、経験、継続雇用等） ・ 職員の勤務体制及び人員構成、配置計画 ・ 職員の育成、研修方針 ・ その他独自方針
学校及び地域、保護者との連携・交流方策	・ 学校及び地域、保護者との連絡、連携及び交流方策 ・ 保護者との信頼関係の構築、クレーム等の対応 ・ その他独自提案
安全管理、非常時の対応方策	・ 緊急時、非常時、突発的な事態発生時の対応（事故、災害、不審者等）

	・事故等の防止対策、衛生管理、感染症対策、アレルギー対応 ・臨時開所時の職員配置体制 ・その他独自提案
提案見積書	・コスト削減への取り組み

(3) 契約候補者の選定

- ア 契約候補者となることができる最低基準点を60%以上とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位のものを新たな契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。
- ウ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。
- エ 本説明書に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。
 - a 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日（高萩市の休日を定める条例（平成元年高萩市条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - b aに対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

5 審査結果の通知

企画提案書を提出したすべての者に書面にて通知する。

評価委員会による審査内容は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

6 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 5の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。
- (2) 書面は持参又は郵送により提出する。

- (3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。
- ア 受付場所 3 (1) に同じ
 - イ 受付時間 いずれも9時から17時まで(ただし、12時から13時を除く。)
- (4) (1) に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し、書面で行う。
- (5) 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

7 その他

- (1) 契約保証金の納付義務
- 有。ただし、高萩市財務規則第108条第2項のいずれかの規定に該当する場合は免除する。
- (2) 無効となる提案等
- ア 次に該当する提案は、無効とする。
 - a 本要綱に示した参加資格を有しない者のした提案
 - b 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - c 本要綱に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - d 見積金額が1 (4) における契約上限金額を超える提案
 - e 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
 - イ 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。
- (3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) その他の留意事項
- ア 災害や感染症等の影響により、日程や実施内容に変更が生じる場合がある。
 - イ 実施要綱に記載するもののほか、必要な事項が生じた場合は、参加事業者に通知する。